番号	資料名	ページ	項目名	質疑内容	回答
NO. 1	業務の 基準	4	修繕等	前回の指定管理期間以降の修繕箇所は。	令和5年度 (1) 汚水ポンプ及びフロートスイッチ取替(1号機) (2) 汚水ポンプ発脱装置部品取替(2号機) (3) ウッドデッキのインターロッキングブロック化工事 令和6年度 (4) 既存丸太壁不具合部撤去・新設 (5) 丸太部全体塗装 (6) スチールドア塗装改修 (7) 円形水槽撤去・床面改修 (8) フローリング撤去・下地調整 (9) 床長尺塩ビシート張り (10) 排煙オペレーター改修
NO. 2	応募要領	2	現在の 状況		
NO. 3	別紙 資料集	10		建物のすぐ裏側のインターロッキングブロックスペースに、排水配管は撤去されているか。 また、埋没されていた場合、排水口の部分を使用するため、インターロッキングブロックの一部を剝がさせていただくことは可能か。	ウッドデッキ下に埋設されていた排水配管は撤去しています。 排水管を設置する場合は、事前に市と協議してください。
NO. 4	別紙 資料集	14		元枝条装置前のマンホール内から海水を取水するため水中ポンプが設置されている。 機器一覧表に入っていなかったが、市側の設備という認識でよろしいか。また、ポン ブは運用開始の際、稼働(送水)するか。	ご認識の通りです。現在のところ稼働します。
NO. 5	業務の 基準	5	維持管理業務	展示等サービスの向上の為、施設を改造・改装する際はどの範囲まで可能か。	業務の基準P.4 ②改修工事及び大規模改装にあたらない範囲で可能です。 その場合、事前に市と協議してください。
NO. 6	業務の 基準	10	自主事業	「(1)総則」②オ「本業務を開始するための施設設置費用 」(ア)「内装工事の費用」について、内装工事や備品の設置は管理運営に必要かつ安全上問題のない範囲であれば認められるという認識でよいか。	ご認識の通りです。 工事については、業務の基準P.4(3)修繕を参考にしてください。
NO. 7	業務の基準	10	自主事業	臨海休養広場1、臨海 休養広場2に建築物や工作物などを建築・設置することは可能 か。可能な場合、神戸市様やマリンピア神戸内事業者との事前協議事項となる認識で よいか。	
NO. 8	業務の基準	8			常駐人員を必須としませんが、利用者に対して支障なく対応できる人員体制や保安警備体制を確保する計画を作成の上、市の承諾を得てください。
NO. 9	業務の基準	9	管理運営業 務	神戸市水産会への加入について、年会費20万円は事業者負担となるか。	指定管理料から支払うことも可能です。
NO. 10	業務の基準	8		「市長が定める業務」「(2)その他、学習館の管理運営業務を行う上での留意事項 ⑤」おいて「マリンピア神戸内事業者との連携」について、提案書提出時にマリンピア神戸内事業者とのすり合わせできていない内容を提案することは可能か。	可能です。ただし、実現可能な提案としてください。
NO. 11	応募要領	9	施設について	トイレの開館時間が、午前6時から午後5時までなっているが、トイレは外部からの施 錠が可能か。	可能です。
NO. 12	業務の 基準	8	管理運営業 務、自主事 業	「指定管理料を原資に行う水産体験学習等」「利用者から料金を徴収して行う水産体験学習等」について、不可としている内容または忌避すべき事項があれば、明示をお願いいたします。 また、事前審査が必要な事項があれば、明示をお願いいたします。	応募要領、業務の基準等に示すとおりです。
NO. 13	応募要領	4	自主事業	「※水産体験学習とは」という箇所で、「利用者から料金を徴収して実施する場合は 指定管理業務とする。」とありますが、これは指定管理業務ではなく、自主事業かと 思いますがいかがでしょうか。	
NO. 14	業務の 基準	9		「神戸市水産会へ加入すること」と定められているが、神戸市水産会の具体的な活動 内容と指定管理者に求められる業務を明示してください。	水産会は、市内漁業関係団体、水産関係施設(須磨・平磯海づり公園、栽培漁業センター、水産体験 学習館)等から成る組織で、定例理事会の開催や、魚食普及活動への協力、水産・漁業に関する情報 提供、観光漁業の振興等を実施している。 定例理事会へ出席するなど、関係団体及び会員相互の協調を図りながら、市内漁業者や水産関係施設 等と連携した取り組みを行ってください。
NO. 15	応募要領	3	指定管理期 間	令和6年12月下旬の選定・公表後、令和7年4月1日までの間、開館に向けた準備で 学習館内部で工事や備品の設置、什器の搬入などを行うことは可能か。	市と協議の上、条件を附して実施可能とします。
NO. 16	業務の 基準	8	官理理呂宗	学習館(さかなの学校)や屋外施設(おさかな広場)について、名称を変更することは可能でしょうか。 指定管理業務や自主事業 の魅力向上のために、指定管理者または協力業者の名称を冠することは可能でしょうか。	今回の公募においては、施設に指定管理者または協力業者の名称を冠する提案を求めていません。
NO. 17	応募要領	15	Æ	審査基準項目(「地元企業を優先的に取り扱う」について、最大10点の加点を受けた 場合、合計点は「応募者に関する項目」で35点、合計110点になるということでしょう か。 それとも、(1)が最大15点、(2)が最大10点ということでしょうか。	応募に関する項目(1)が最大15点、(2)が最大10点です。
NO. 18	応募要領	15	, E	「地元企業を優先的に取り扱う」について、以下のパターンの際に地元加点がどのように配点されるのかを教えてください。 ①代表団体:地元企業(10点)、構成企業:外部企業(0点) ⇒5点 ②代表団体:外部企業(0点)、構成企業:地元企業(10点) ⇒5点 ③代表団体:地元企業(10点)、構成団体A:地元企業(10点)、構成団体B外部企業(0点) ⇒7点 ④代表団体:地元企業(10点) ⇒10点	ご認識の通りです。
NO. 19	業務の 基準	11	自主事業	自動販売機の設置に関する業務について、需要によって台数を増設することは可能 か。	需要によって増減することは可能です。その場合に、必要な手続きがあります。
NO. 20	業務の 基準	11	自主事業	自動販売機の設置に関する業務について、清涼飲料水以外(アイス、飲食物等)の設 置は可能か。	可能です。
NO. 21	業務の 基準	11	自主事業	館内売店等、その他サービス向上のための取り組み等について、売店は不要と判断す る場合は設置必須ではない、という認識でよいか。	ご認識の通りです。